

独立行政法人労働者健康福祉機構 中期目標 (目標設定関係抜粋)

第1 中期目標の期間

平成16年4月から平成21年3月までの5年とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

3 労災病院の再編による効率化

労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、37病院を30病院(5病院を廃止し4病院を2病院に統合する)とする労災病院の再編を、定められた期限(平成19年度)までに行うこと。

4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止

休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 療養施設の運營業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。

① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。

また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。

② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康